



2022年5月19日

各 位

会 社 名 セカンドサイトアナリティカ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高山 博和  
(コード番号：5028 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 保坂 義仁  
(TEL. 03-4405-9914)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第6期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 本店の所在地変更

事業拡大による人員増加に伴い、事業所の集約による業務効率の向上及びオフィス環境の整備を目的とした本社移転により、本店の所在地を東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2023年6月に開催を予定する第7期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日後、この附則を削除するものいたします。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第25条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第25条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第25条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3条 (本店所在地) 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	第3条 (本店所在地) 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
<u>第25条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	第25条 (電子提供措置等) 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	(附則) 1 第3条 (本店所在地) の変更は、2023年6月に開催を予定する第7期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日後に削除する。 2 現行定款第25条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第25条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。 4 本附則2、3及び4は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月23日 (予定)  
定款変更の効力発生日 上記附則に記載のとおり

以上